

新潟市水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する 取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局（以下「水道局」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、水道局が発注する工事に係る入札（落札者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）で入札公告又は入札通知書に積算疑義申立対象案件と明記した案件とする。

2 申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書についての積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

3 第1項による入札の開札後、水道局は落札決定を保留し、入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く者をいう。以下同じ。）に対し、保留通知を送信する。

(申立て手続き)

第3条 入札参加者は、積算疑義があるときは保留通知を送信した日の翌日午後1時まで積算疑義を申立てることができる。

2 前項に規定する申立てを行うときは、積算疑義申立書（第1号様式）を保留通知で指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信しなければならない。

3 第1項及び次条に規定する期日は、新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

(申立ての回答)

第4条 積算疑義の申立てがあったときは、経理課長は積算内容を確認し、当該申立てに対する回答を、原則として積算疑義申立書受理日の翌々日までに疑義の内容と内容精査後の対応結果と併せて新潟市水道局ホームページに掲載するものとする。

(申立て結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の回答に基づき、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。

(2) 積算内容に誤りがあり、落札者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは、入札事務を続行する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(宛先)新潟市水道事業管理者

所在地

会社名

代表者

担当者

連絡先

()

E-mail

積算疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

工事番号・工事名	
疑義内容(局の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	

注1 疑義の具体的な項目を記載してください。

また、具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

※単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。

注2 疑義申立ては電子メールに限ります。

この「疑義申立書(ワード形式)」で作成してください。

また、当該案件の指定したメールアドレスに送ってください。

電子メールの題名は「疑義 ○○第○○号(工事番号を記載)」等としてください。

注3 疑義申立期間を過ぎた場合は、受け付けしません。